

販路開拓の費用を補助

小規模事業者 持続化 補助金

【募集期間】平成28年11月4日～平成29年1月27日

【補助上限】50万円 補助対象経費の2/3を補助

※補助金を受ける為には下記の要件等があります。

「小規模事業者持続化 補助金」

小規模事業者が、経営計画に基づき販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されます。

※補助金の採否については、経営計画書を作成し、その計画の有効性などの観点から審査され、採否が決定します。

「小規模事業者」

常時使用する従業員数が以下の要件のとおり。

○卸売業・小売業 5人以下 ○サービス業 5人以下
○宿泊業・娯楽業 20人以下 ○製造業その他 20人以下

（組合、医療法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。）

「補助対象となり得る販路開拓の取り組み事例」

○新たな販促用チラシの作成、送付
○新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
○展示会、見本市、商談会への出展
○新商品の開発 ○商品パッケージの改良
○店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店店舗改修）等

「補助上限額の引き上げ」

以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

①従業員の賃金の引き上げ ②雇用増加 ③買い物弱者対策の取り組み
④海外展開の取り組み

※その他の要件もございますので、公募要領をご確認下さい。

沖縄県商工会連合会 HP <http://www.oki-shokoren.or.jp/jizokuka/>
ネットで検索「沖縄県商工会連合会 持続化補助金」

お問合せ先 糸満市商工会 電話：098-992-2816